

弥生時代の武器形木製品

中 村 友 博

I 先学余韻

弥生時代の遺品に武器を模した木製品がある。武器形木製品とよぶ。この事実は、奈良県唐古遺跡の調査で始めて指摘され、弥生時代遺物の研究を定立した報告書に武器形木製品は登録されることとなった。⁽¹⁾同じく弥生文化の代表的な遺跡である静岡県登呂遺跡の発掘でも武器形木製品の出土をみた。⁽²⁾唐古遺跡の例は弥生時代の前期、登呂遺跡の例は後期に属するが、武器形木製品が祭祀具であるという点において報告者の意見は一致していた。近年になって、決して量は、多くないのであるが、ふたたび弥生時代の木製品のうちに、武器を模作したとみられる資料が知られるに至ったので、こうした武器形をなす木製品の性格について考えてみたく思う。ただし、意図する課題には考古学に常套な比較の手続きを踏まえて論究することになるのであるが、ではいっぽう比較の対象とすべき弥生時代の武器の全貌が判りきっているかというと、あながちそうでもなく、推測によったり、論定できない部分もあることを承知しておかなければならぬ。武器の実体に不明の点があるうえに、さらに祭祀具として扱うとなると、推論に推論を重ねたことだから、扱るべき根拠のきわめて乏しい話のように受け取られるかも知れない。

武器形木製品についても、木が利器には不適な素材であるという常識的な理由から、実用としての用途を否定するのが早計にすぎるのは、民族誌資料の教示するところである。例えば、⁽³⁾台湾の少数民族では木製の刀剣を着用する風習を認めるが、こうした武器形の木製品を祭祀具として扱うことはしないとされる。また、武器でも木製品でもないのだが、魚の鱗を剥落させるのに竹製のナイフが台湾ヤミ族で、さらに肉処理用の木、竹製ナイフが⁽⁴⁾⁽⁵⁾アンダマン島人に使用されるところから察するに、有機質の素材が実用の利器に不適切だと見なす見解は、今日的にすぎよう。ただし、こうした民族誌の報ずる木製の実用利器も、はたして対外貿易の少ない少数民族独自の考案にかかるものか、あるいは金属工業の未熟さを補完する謂わば代替品としての役目を担わされたものであったのかは、別に検討を要する問題であろう。いま、そのいずれであるにせよ、木製利器が日常生活の必需品として、実際上の役目を果す場合のあることをいちおう考慮に入れてよいことになる。そこで、弥生時代の後期の遺物として知られる登呂遺跡から出土した剣形木製品に、長さ66cmに及ぶ例（第3図19）のあることなどを考えれば、それがほんらい長刃の金属製剣を忠実に模造したとして、代替としての実用を全く否定すること

はできないのかも知れない。しかしながら、登呂遺跡では、建築、土木に金属利器の広汎な活用がうかがえるのであるから、武器形木製品を代替品とまで言いえても、はたして実用利器と言いつてしまえるものであるかどうかはためらわれる所以である。

ところで、いったいにヒトの生活が、日常普段の生活を維持する面と何らかのスピリチュアルな面との二面にわたる以上、ヒトが造り出し、ヒトをとりまく人工品そのものもまた、実用的と觀念的との二面にわたると考えられ、またそう扱うこともできよう。そこで単に木製品に限らないが、いちおう先史の遺物をわれわれの日常から察して、実用品と觀念的な行為の代表である祭祀に伴う祭祀具との三つのカテゴリーでとらえてみようと思う。しかし最初にこうした二大項目をたてて、遺物を整理するとしても、例えば觀念の表現の強く読みとれないと評価をどのようにするのかで、たちどころに不都合を生ずることになる。要するに先の二大項目は、さらに分節して考えてゆかなければならなくなるのである。すなわち、実用品と等しく言っても、ヒトが日常生活をおくる上で、実際の機能を直接に果すものと、なるほど実用には違いないが、補助としての代替品として考案されたものがあろう。祭祀具についても同様であって、畏敬する超自然的なものに対する仮器をふくむ奉賽品とデモンストレーションのための儀器ないし模造品とを区別して扱わねばならなくなる。かつて登呂遺跡から出土した9点の刀剣形木製品を、後藤守一が「兵仗でない刀剣は儀仗である」としつつも、「利器の用をなさない木製刀剣では儀仗の用をなさない」から「カミに奉賽するため」のものと見做したのは、「弥生時代にも豪族社会の発生はあり、その豪族が威儀を整えるということはあっても、その場合はただ鉄製刀剣で立派に用を果すことはできた」であろうという常識的な根拠をもってしての論定であった。そこで、こうした論を認めるにしてもカミに「海・山のもの」を奉賽したであろうことは常識的としても、なぜ刀剣という武器を模作して奉賽品に加えたのかといった疑問がつぎに残されてくるのである。

唐古遺跡からは、弥生時代前期にさかのぼる二点をふくむ武器形木製品三点が出土しているが、後期の登呂遺跡との相違は注意されてよいものであろう。すなわち、後期の登呂遺跡の例がスギの割材を主とする素朴な造りのものであるのに対して、アベマキ、イチイガシを素材とする唐古遺跡の例には赤色顔料の痕跡が観察されるという。利器としての実利を求めるならば、加彩の要がないことは言うまでもないが、とりわけ形態に至って報告者の注意を引いた如く国産の青銅利器に通ずる特性が指摘しうることである。⁽⁹⁾ 唐古遺跡出土の幅広の鋒部を造る剣形木製品の破片2例（第3図2・3）は、明らかに平形銅剣ないし広鋒銅鉾に通有の形態を示すが、伴出土器と国産青銅利器の年代観よりして、報告者は平形銅剣の模造品となす見解をしりぞけ、銅剣、銅鉾一般を原型となすとしたのであった。いま上限年代の問題にたちいらなければ、こうした形態の武器形青銅器が埋納址という特殊な遺構から出土する弥生時代の代表的な祭祀具であった事実は、後期の登呂遺跡から出土した非実用的な刀剣形木製品と無関係であったとは思われないのである。

II 新出資料の追加

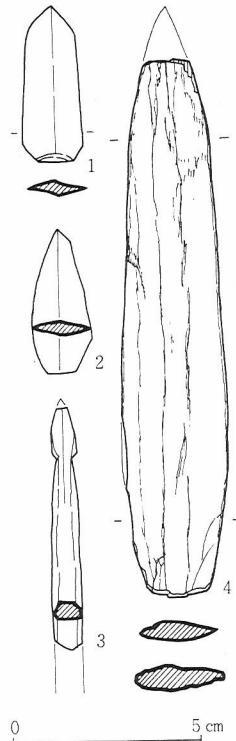
唐古遺跡と登呂遺跡から出土した武器形木製品を引き合いに出したが、以上の旧聞は弥生時代の前期と後期とに限られたことである。最近判明するに至った武器形木製品は、年代的にはちょうどこの両期の中間に置かれる中期の弥生土器に伴つたものであり、したがつて、弥生時代の初頭から終末まで武器形木製品が製作、使用されたことは、いちおうこれで了解されてよい。現在、つぎの遺跡からつぎのような品目の武器形木製品の出土が報ぜられている。

1 長崎県里田原遺跡 ⁽¹⁰⁾	鎌形 3	中期初頭か
2 山口県宮ヶ久保遺跡 ⁽¹¹⁾	剣形 1 槍形 1 戟形 2	
	戟形 1	中期中葉
3 大阪府池上遺跡 ⁽¹²⁾	剣形 9 戟形 1	前期？、中期、後期？
4 大阪府鬼虎川遺跡 ⁽¹³⁾	有柄式石剣形 1	中期
5 大阪府恩智遺跡 ⁽¹⁴⁾	戈形 1	中期初頭
6 大阪府安満遺跡 ⁽¹⁵⁾	剣形 1	前期
7 奈良県唐古遺跡	剣形 3	前期
8 静岡県登呂遺跡	剣形 8 刀形 1	後期
9 静岡県有東第二遺跡 ⁽¹⁶⁾	剣形 1	後期

武器形木製品に、原型たる武器を木材で加工して模作するという認定基準からすんで、実利をかけはなれたものという意味合いを

尊重すれば、実は武器形木製品の認定そのものが際限なく難しいものとなろう。とりわけこうした事態は、資料に破損の大きい場合とうぜんのことであって、先の表のうち池上遺跡出土の7点の刀形について報告者が、「一方をいくらか薄くしているために刀ともみられるものもあるが、刀と断定してよいかどうか明らかでない」としたのも妥当なことといわなければならない。⁽¹⁷⁾さらに上記の表で、鎌形があって弓形のないこともいちおう注意にあたいする。そこで、弓形木製品の知られていないことを根拠に、鎌形木製品の存在を否定し、報告者の記述とおり狩猟具として扱うのもたしかに一案である。ヨーロッパなどで木鎌が先史遺物のなかで実用品であった場合のあることを傍証に引くこともゆるされよう。しかしながら、この問題は識別にかかることであるから、そこにはおのずと難易の度合があって、同じ素材を用いて実用品と非実用品とが造り分けられていたとしたならば、その区別は素材を違えた場合よりも容易ではない。したがつて、武器形木製品に関しても、いちおう以上の品目以外にも該当品のあることは考慮されてよいのである。特殊な加工を施した鹿角製弭を弥生時代の遺品にみると、弓の一部にも実用に非ざるものがあったと推測して誤まらないのである。こうした意味において、鎌形を武器形木製品のうちに含めることを主張したいのである(第1図1～3)。

句兵の模作品 それでは武器形木製品と呼ばれる模作品の対象が、木とは異質の武器であった

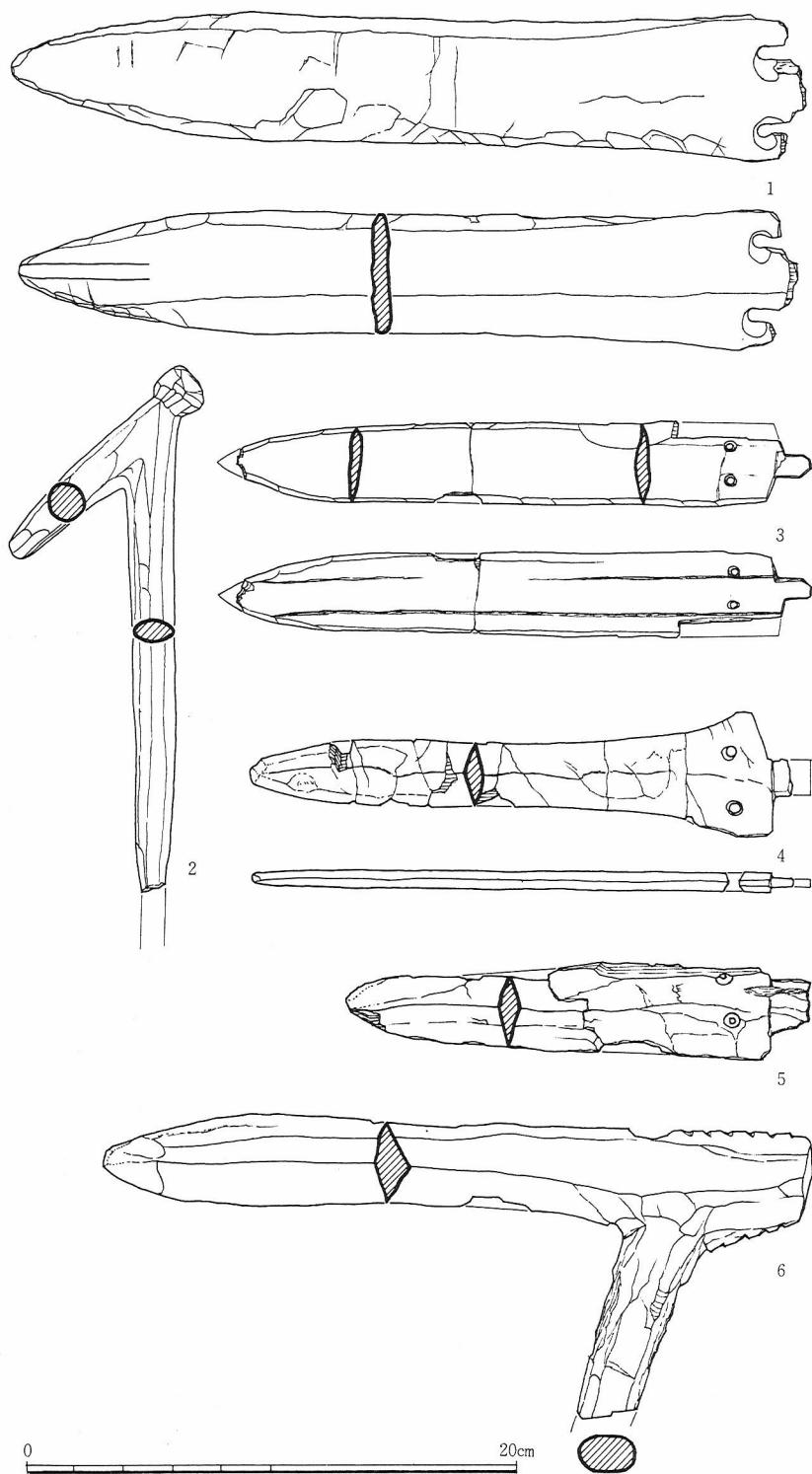


第1図 鎌形木製品他 (1
～3. 里田原遺跡 4. 鬼
虎川遺跡)

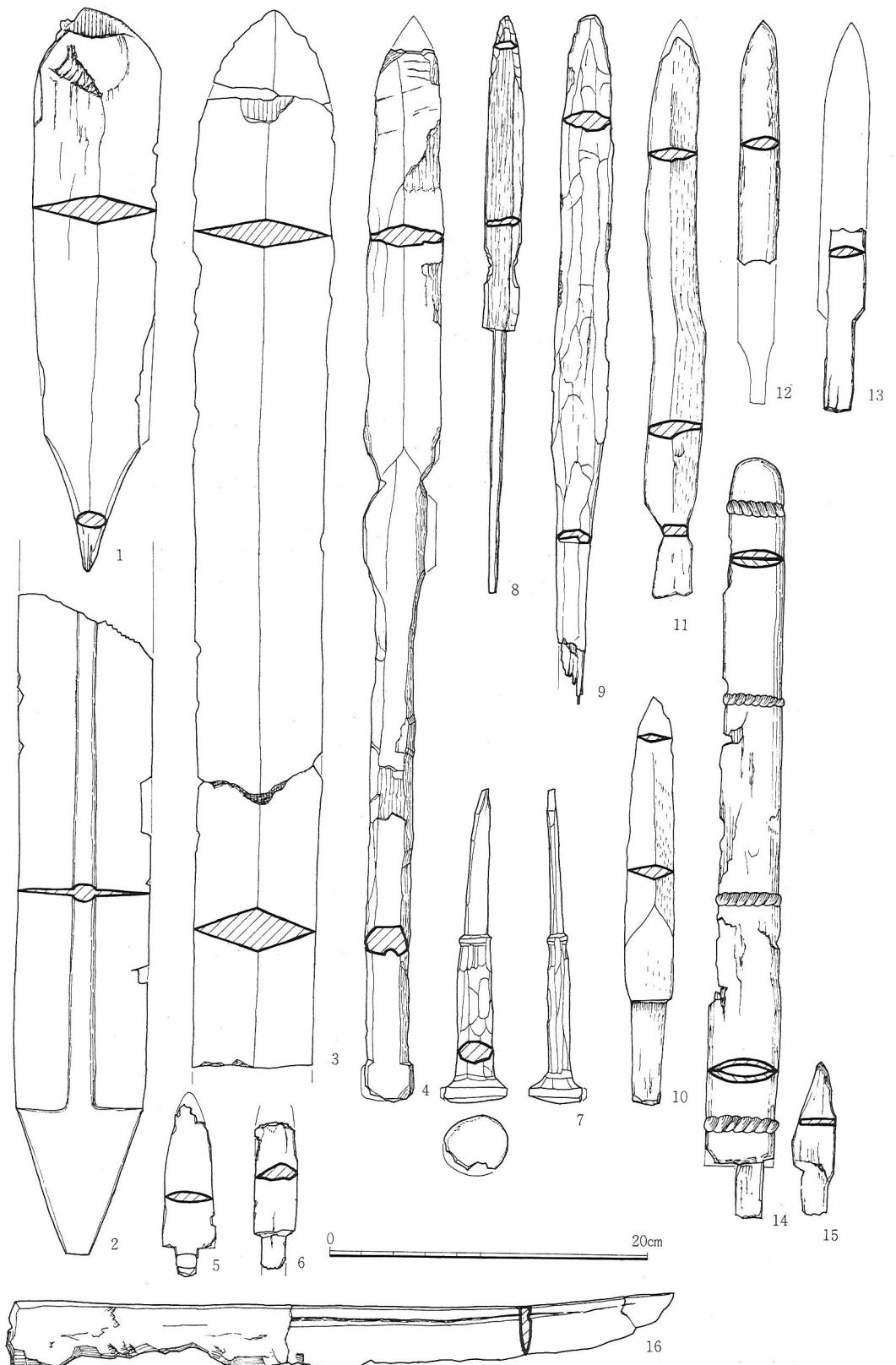
ことはよいとしても、ではその原型をわれわれが正確に了解しているのかというと必ずしもそうとは言えないものである。素材が異質であっても、形態的の特徴が著しく類似している場合、比較の作業は簡単で、容易に原型となった型式を言いあてることができる。

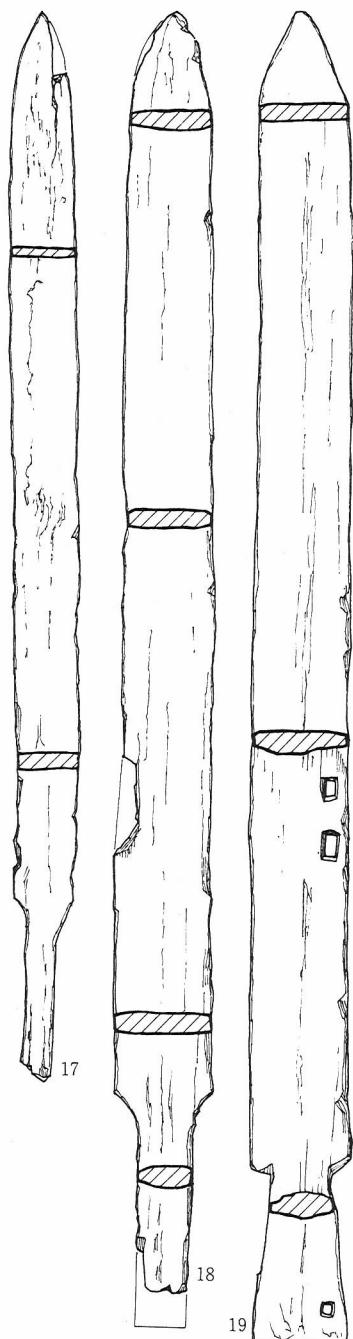
山口県宮ヶ久保遺跡から出土した一例は、最も忠実な銅戈の模作品であり、鎬を造り出し、左右不均正の闊に双孔を穿つ(第2図4)。全長22cmを測るのも、戈とするのに不都合はない。宮ヶ久保遺跡で、もう一例「木製戈形祭器」として報告されたものは、銅戈にみられる扇形の闊をみないが、左右に高さを違えて双孔を穿つ点は、匁兵、つまり戈を模したと解してよいのかも知れない(第2図5)。さらに報告者が「木製戟形祭器」と呼称し、中国山東省沂南画像石に刻された名称不詳の武器⁽²⁰⁾に比較した一例も、樹枝を利用し、柄部と身部とを一本で表わしたと解するならば、匁兵であり、戈と解してよい(第2図6)。身部長28.6cmを測るのも、戈の模作品とするのに不都合はない。匁兵の材質転換にあたっては、このように枝を利用して刃部と柄部を一本で造り出す便法がとられたことは、大阪府池上遺跡出土の中前期初頭にさかのぼる木製品からも知られる(第2図2)。鉄戈の出土状態から、弥生時代の匁兵は刃部が、短小な柄部⁽²¹⁾に対して鋭角に着装されたと推定されている。柄部を造り出した戈形木製品は、こうした推定の妥当性を裏付けるものといえよう。大阪府恩智遺跡から出土した戈形木製品は、割材を利用したもので、伴出土器から中前期初頭に属するといわれる(第2図1)。双孔をもつ点および刃部外縁が内弯し、闊部がゆるく広がる点は、報告者のいう大阪湾型銅戈⁽²²⁾の模作品かどうかは別としても、大きさの上からも戈の特徴を忠実に伝えると解される。大阪府鬼虎川遺跡の有撃式石剣を模作した一例も、左右不均正の闊に注目すれば、戈としての用途が考えられなくもない(第2図3)。ただしこの例で、有撃式石剣を真似たのは片面だけであり、他面は鎬を造り出さず、扁平に削って加工する。この事実は、武器形木製品は、模作にあたって原型の特徴を木製品にとどめるといった細工で、十分に用をなしたと解されるのである。

短兵の模作品 匂兵につづいて短兵をみるとしよう。唐古遺跡から鋒部幅広の長大な剣形木製品二例が知られていることは、すでに述べたところであるが、こうした前期にまでさかのぼる大形の武器形木製品は、現在でもいぜん稀少といわなければならない(第3図2・3)。ただし、いま一つ唐古遺跡で知られた剣形木製品は、長34.5cm、幅7.5cmであるから、長さのうえからは、前記二例の長大な類とは違って、短小ですんぐりした例と言える(第3図1)。では、前期の剣の木製模作品に長短の二類があることを、どのように考えたらよいのであろうか。弥生時代の実用の剣の長さは、枚挙によって実情を知ることは考古学的に全く不可能であるが、墓葬に伴って偶然遺存する例がある。そのうち剣鉄を集成した小田富士雄によれば、弥生時代の鉄剣は、長24~45cmの長剣と14~20cmの短剣とに類別されるという。⁽²³⁾ いま小田のあげた数値に固執しなければ、唐古遺跡で知られる長短二種の剣形木製品のありようは実は同一原型に対する模作方法の相違にもとづくものではなく、もともと長さの違う原型を模作した結果によると解釈することもできよう。小田の立論の資料が北部九州地方を中心とする中期、後期前葉の甕棺に伴った鉄剣を中心とするのに対して、近畿地方前期の木製品をあえて対比し、解釈を試み



第2図 戈形木製品 (1. 恩智遺跡 2. 池上遺跡 3. 鬼虎川遺跡 4~6. 宮ヶ久保遺跡)





第3図 刀剣形木製品（1～3. 唐古遺跡 5, 6. 池上遺跡 7. 鬼虎川遺跡 8, 9. 宮ヶ久保遺跡 10. 有東第二遺跡 11～19. 登呂遺跡）

たのは、ひろく剣形木製品一般の事情があるからである。すなわち、後期の登呂遺跡の剣形木製品の刃部長が最大60cmから後藤守一の推定で最小18cmの範囲を占める理由として、実用の鉄剣の長短二種の実長がそれぞれ影響をおよぼした結果とみたいのである。最近知られるに至った剣形木製品は、年代的には上記の唐古遺跡と登呂遺跡の中間に中期に属するものが多い。剣形としての認定に異論のない例で示せば、山口県宮ヶ久保遺跡出土品で43cm(第3図9)、大阪府池上遺跡出土品で10.5cmと9.3cmを測る(第3図5・6)。それぞれわずかに破損した部位が考慮されねばならないが、こうした幅のある数値をみても、剣形木製品に長短の2種類が、弥生時代の全期間を通じて存在していたことがうかがえるのである。

畿内式尖頭器 剣形木製品が、長さの違った実用鉄剣を模作したのはよいとしても、それを長短二種の実用鉄剣の忠実な模作によるものと言い切るならば、実は剣形木製品、ひいては武器形木製品に対するかなり重要な意義を見失う恐れがある。ここから、先の議論は数値をもってしなければならないが、いまその問題に立ち入る前に、さらに剣形木製品の実態を明らかにしておく必要がある。というには、前期の唐古遺跡と後期の登呂遺跡の剣形木製品の間にどのような関連性があるのかを問題とした以上の議論からは、説明のできない剣形木製品の一群が別にあるからである。

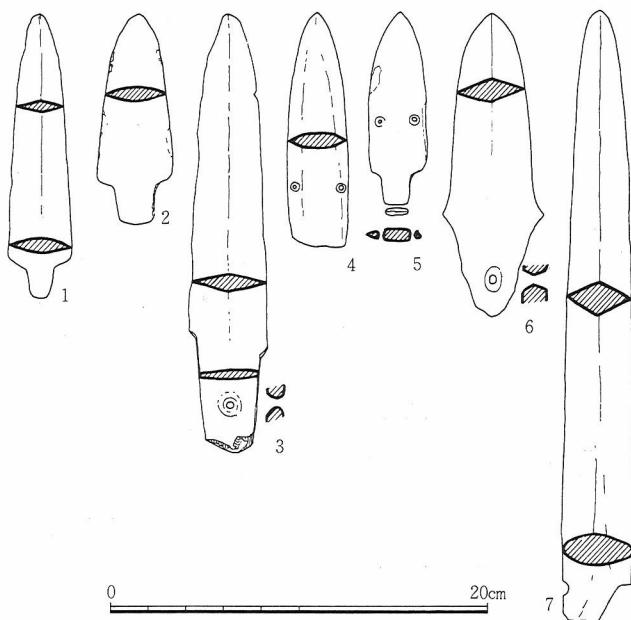
この木製品とは、関と茎を造り出す上記の剣形木製品とは異なり、茎が剣身からすばまらずに、全体として木葉形をなす小形の木製品である。大阪府鬼虎川遺跡で知られた例の全長は復原で15.7cmを測る。この遺品が、そのまま原型である剣状の武器の形態をあらわしたとするならば、弥生時代の遺物で「鉄剣形石剣」と称される型式の忠実な模作品であると言うことができる。しかしながら、こうした認定をした場合、実は問題の所在が木製品の方から原型となつた「鉄剣形石剣」へと拡がつてゆくことになる。なぜなら「鉄剣形石剣」なる名辞には、すでにこの型式そのものが鉄剣を石に材質転換させたという意味がこめられるから、ここで二重の素材の転換を想定しなければならなくな

るからである。論者によつては、こうした解釈は言葉の遊びであつて、むしろ短急に上記の木製品が直接、鉄劍を忠実に模作したとの表現を選好するかもしれない。確かに鉄劍形石劍の原型とも言うべき鉄劍の実例が知られていれば、鉄劍の模作と劳せずして断案できるのであるが、いまこうした実例の判らない時点で、上記の木製品を直接鉄劍を忠実に模作したものと見做すことは速断のそしりを受けよう。それでは、ほんらい鉄製の劍であったものがいったん石に置きかえられ、それがさらに木に置きかわったものという二度の転換をあくまで説かなければならなくなるかというと、実はそうとも言えない。有光教一が指摘したように磨製石劍のうち「鉄劍形にいたつてはいろいろ變った形のものがあつてすっきりしたデフィニションを得ていない」⁽²⁵⁾のが研究の実情とすれば、この問題はひるがえって「鉄劍形石劍」なる名辞にかかわるものとしなければならない。そもそも「鉄劍形石劍」という型式名称は、日本出土の磨製石劍に論及した高橋健自の考案にかかるものであるが、いま高橋が例示した「鉄劍形磨製石劍」を通覧すれば、それらがいずれもやや特殊な特徴をそなえるものであることを知っておかねばならない(第4図)。⁽²⁶⁾すなわち、高橋のあげた茎をもつ特徴(第4図1・2)は朝鮮磨製石劍の組列(有光教一による分類A b式)に編入されてよいものであろうし、基部に孔を穿つ特徴(第4図3・6)は句兵の組列で理解されるものであろう。もともと「鉄劍形石劍」なる名辞は、有柄式石劍、有柄式石劍に非ざる磨製石劍の汎称であり、それが今日受け継がれて朝鮮磨製石劍の組列以外の磨製石劍一般を指示するようになったと解されるのである。現在、むしろ注目されるのは「鉄劍形磨製石劍」として尖頭をもつ扁平な、長さ10cmをこえる磨製石器が近畿地方を中心に数多く分布する事実である。その第一の特徴は明瞭な茎を造り出さず、長く平行する両側縁がそのまま柄部に移つて終る点にある。さらに第二の特徴は、鎬の有無にかかわらず、基部に近い両側縁の刃部を磨り潰すことにある。もとより「鉄劍形磨製石劍」は、有柄式、有柄式以外の磨製石劍の汎称であるから、形態的には相當に変異に富むことが許容される。そのうち、この一群を抽出したいのは、何よりも先に述べた特徴で他の鉄劍形石劍から区別される型式であることのみならず、武器形木製品のなかにこの型式と形態を等しくするものをみるからである(第1図4)。いま、この型式が近畿地方を中心出土するところから、「畿内式磨製尖頭器」と呼称し、高橋の「鉄劍形石劍」とは区別して扱いたく思う。前述した二点の特徴で定義される畿内式磨製尖頭器の形態の否定的な特性として、明瞭な両闘と茎を造り出すことがないことは強調されねばならない。

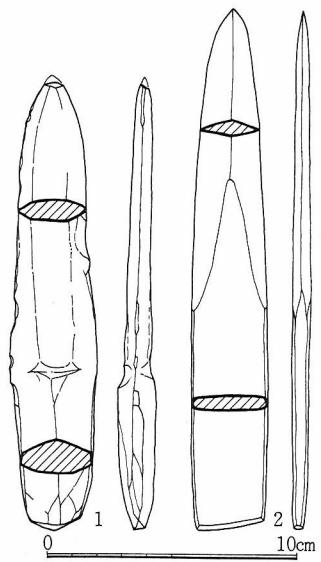
畿内式磨製尖頭の鑑別にあたつては、以上の定義で十分に足りるのであるが、しかし論者によつてはモンテリウス流型式学を活用して伝統的な名辞をもつ石劍のなかで、こうした遺品の整理をはかろうとするかも知れない。つまり福岡県水城の盛土より検出された磨製石劍をもつて、有柄式磨製石劍と畿内式磨製尖頭器とを結ぶ過渡的型式と認定し、朝鮮磨製石劍と畿内式磨製尖頭器とに発生学的な系譜関係を主張しようとするのである(第5図)。ところが、ここで注意したいのは大陸方面の事情であつて、細形銅形から派生する石劍とはまったく異質な石劍があたかも朝鮮半島をとりまくように分布している事実である。有光教一は、西北朝鮮と

南部朝鮮で固有の型式学的発展をとげる朝鮮磨製石剣の顕著な存在を説くいっぽう、東北朝鮮に分布する石剣はこの系統から律することができないとした。氏は、D、E二形式の石剣を朝鮮磨製石剣から分離し、前者を定義するに「基部にはマチやナカゴのけじめがなく、把部は身の部分がなだらかに伸びた形できわだつた輪郭を作らず、柄の側辺に小さな抉りを入れたもの」とした。抉りの有無の一点を除けば、畿内式磨製尖頭器は朝鮮磨製石剣の有光教一によるD形式のカテゴリーでとらえられるものであって、細形銅剣を粗型とする磨製石剣から派生するものではない。

いまD形式が、E形式とともに中国考古学で「石鉾」と称される磨製石器と一連のものであることを想起すれば、弥生文化に伝播する径路についても別の配慮が必要となるのである。遼寧式銅剣、細形銅剣、朝鮮磨製石剣は、遼河地方、鴨緑江地方、西北・南部朝鮮地方へと東漸する一系の型式学的組列をもつものである。これに対し、朝鮮磨製石剣D形式はその北辺をとりまく中国領吉林地方、長白地方、朝鮮領咸鏡北道地方、ソ連領沿海州地方、つまり第二松花江、頭満江径路に伝統的型式として濃密に分布するのである。日本への派及にあたっては、朝鮮忠清南道扶余郡恩山面新大里出土の遺品に着目すれば、沿海州地方から直接の渡来を想定するにはおよばないかもしれないが、いずれにせよ畿内式磨製尖頭器の出自は中国東北地方の「石鉾」の一種であったとみられるのである(第6図)。畿内式磨製尖頭器の外縁の類別的特性である平縁、凸線、斜縁はすでに中国東北地方の「石鉾」にもみとめられるが、彼我に相当の距離がある以上、伝播による地方的変移がなされるのは当然であって、けっきょく畿内式と称するのも、こうした地方的相違を指摘したいがためである。「石鉾」が発達をとげるのは頭満江流域であるが、この地方から出土する資料の相当数には側辺に特殊な加工が施されるのである。尖頭器に対する地方的な風習の相違は、刺突という一般的機能を果す尖頭部よりも、むしろ側辺や基部にうかがえるわけである。頭満江流域の出土品には、一側辺や両側に刻み目を施す例が多く、等しい形態でこうした変化が起こりうるのは、着柄の仕方の違いによるとせざるをえないであろう。北部九州地方出土の磨製尖頭器のなかに、朝鮮出土例と同じく側辺の低い位置に抉りをみると、こうした加工が畿内式磨製尖頭器には皆無である事実と対照すれば、北部九州地方の磨製尖頭器は、近畿地方よりもむしろ朝鮮方



第4図 「鉄剣形石剣」(高橋健自による)



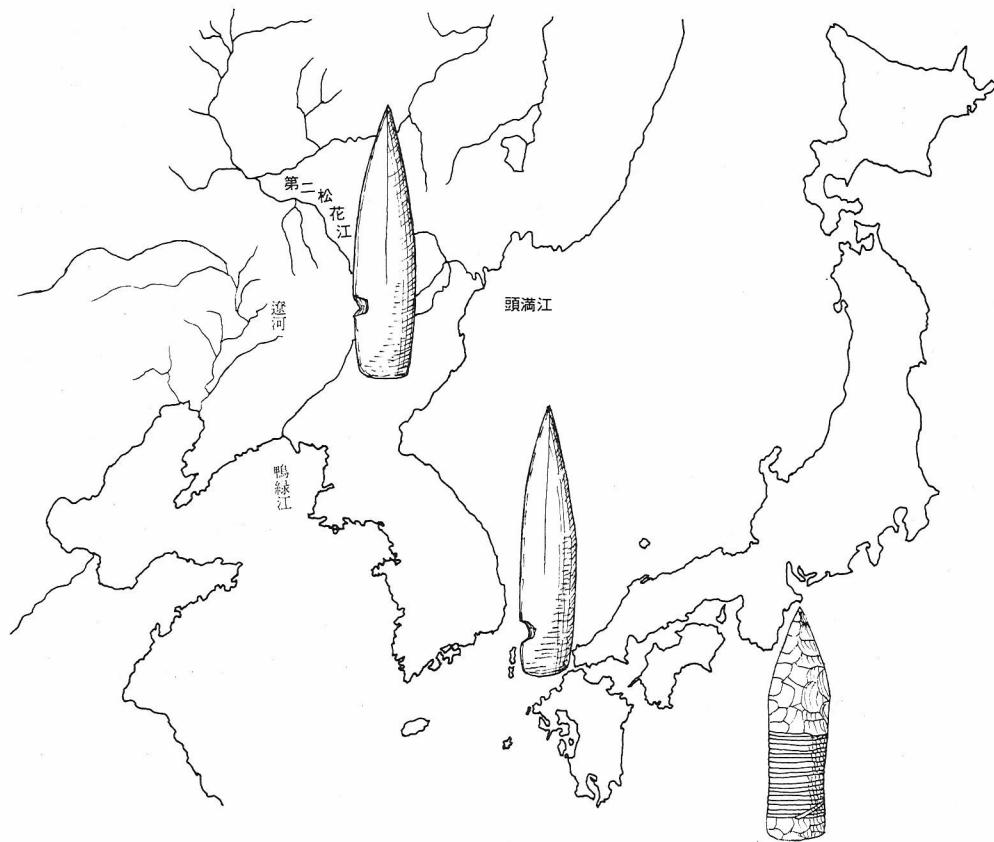
第5図 有柄式石剣と畿内式磨製尖頭器（1. 水城盛土 2. 里屋敷遺跡）

面への関連性がみてとれるのである。

ところで、畿内式磨製尖頭器が東北アジアからの渡来文物であって、伝播による幾分かの変移を説かねばならないとしても、いずれにせよ磨製石器相互の比較にとどまる。つまり最終的な仕上げを研磨によるという、技術上、共通の基盤を指摘できるのである。こうした技術系の問題を無視すればいま一つ畿内式磨製尖頭器と形態を等しく遺物が、同じく近畿地方を中心に分布する事実をどのようにとらえたらよいのであろうか。すなわち、弥生時代の「打製石槍」と呼ばれる遺物のうち、10cmを越える大型品は、畿内式磨製尖頭器と形態的な特性を等しくし、この点「畿内式打製尖頭器」と命名されてよいであろう。畿内式打製尖頭器にあっても、局部磨製品のあることは、両者の深い関連性をうかがわせるものであるが、さらに重要なことは、打製、磨製を通じて等しい着柄の方法が一部にとられたことである。畿内式尖頭器には樺巻⁽⁴⁰⁾の側部を残すものがあるが、恩智遺跡の出土例は打製品、

東奈良遺跡の例は磨製品⁽⁴¹⁾であった。少なからずの打製品の側辺が磨り潰されるのも、結局こうした着柄方法に起因するものであろう。要するに畿内式尖頭器は片手で把握され、尖頭部を刺突する七口として用いられたと察せられるのである。刃部と柄部を一体に造り出す七口としての風習を一部とは言え、畿内式尖頭器に認めるることは、それが打製品をふくむこと、ならびに孔や抉りを側辺にもたないことをもってして、北部九州地方、ひいては、東北アジアの尖頭器と対比して考えられるものでなければならない。かつて、畿内式打製尖頭器が金属器を模作したものと見做す説⁽⁴²⁾があったが、その原型をあえて指定すれば、畿内式磨製尖頭器に求めざるをえないのであって、もともと東北アジアから「石鉢」として伝流した型式の石器であったとみられるのである。東北アジアの伝統的な石鉢が東漸して、近畿地方で打製品を多発させたことの裏には、縄文時代以来、産地の限られたサヌカイトを利用して打製石器を造るという近畿地方および瀬戸内地方の伝統的な石器製作の技術系がかかわりをもったとせざるをえない。さきに畿内式尖頭器の分布が近畿地方を中心とすると説いてきたが、これは北部九州地方と二極的な対比をはかった上でのことであり、瀬戸内地方の諸地域および二上山地域を原産とするサヌカイトの需給関係がすでに確定している瀬戸内地方と近畿地方では、外来の新型式をもって上記の技術系が再作動するのであるから、瀬戸内地方にも近畿地方と同じく畿内式打製尖頭器が分布する事情を承知しておかなければならぬ。

以上のように論定してくれば、鬼虎川遺跡で知られた木葉形木製品は、畿内式尖頭器を忠実に模作したものと言い換えることができる。したがって、その原型が金属器でないことは確かであって、打製、磨製の技術差を超えた形態を有する畿内の石の武器を模作したものであると



第6図 縱内式尖頭器の出現

結論づけることができる。

短小な刃部 剣形木製品のうち、実長を忠実に模す例が明らかとなつたいま、茎や柄を造り出す剣形木製品の長短二種のあり様を、それではどのようにとらえてよいのであろうか。実は、この問題を解く糸口も、前期の唐古遺跡の例と後期の登呂遺跡の例に求められるのである。唐古遺跡から出土した前期の剣形木製品二例が、異常な大きさであることは報告者の注意を引き、これが等しく刃部を肥大させる国産の剣形青銅祭祀具に相通する特性であることは、武器形木製品を祭祀具と見なす根拠ともなったのだが、年代の問題をしばらくおいて、後期の登呂遺跡から出土した剣形木製品のうち長刃のものを前期以来の刃部が肥大した剣形木製品との関連でいま、仮にとらえてみようと思う。つまり「身と茎との長さの比は大体六と一とにあり、やや身のほうが長きにすぎる」⁽⁴⁴⁾ 登呂遺跡出土の剣形木製品を、唐古遺跡出土例と同様に、原型に対して刃部を長大化して模作した遺品とみなしたいのである(第3図17~19)。ただし、唐古遺跡出土例では幅広の刃部両側に刃を造り出しているが、登呂遺跡出土例は刃を造り出さない細身の剣身をあらわす。この相違は、青銅武器形祭祀具と比較するうえで十分に留意されてよい。

さて、以上の仮定に立てば、弥生時代の武器形木製品にはもう一つ別の模作の仕方があつて、

前者とは逆に刃部を萎縮してあらわす風習を認めざるをえなくなるのである。登呂遺跡から出土した鞘付剣形木製品を報じた後藤守一は、鞘に納まる剣身の異常な短小ささに注目して、「鞘木の拵えが整っているのに比して、身のほうは形式にすぎない」と主張したのである。⁽⁴⁵⁾ ところで弥生時代の実用刀剣は長身のものと短身のものとの二種類からなるという小田富士雄の提言を受け入れて、実用刀剣が長短二種類に分かれるとすれば、刃部の短小な剣形木製品を短身の実用剣の模作とみなしてよいのであろうか。さいわい鞘木が残ったさきの登呂遺跡から出土した剣形木製品は、鞘長44cm(第3図14)に対して身部6cm(第3図15)を測る。この事実は、たんに寸の短い実用剣をそのまま縮小して模作するのではなく、刃部のみが異常に萎縮して、原型に対して不調和な模作品をつくる風習があつたことを思わしめるのである。この点から言えば、刀剣形木製品の長短も、たんに実用刀剣の長短二種類の忠実な模作の結果ではなく、じつは原型に対して刃部をそれぞれ長大なり、萎縮なりさせたものの複合によるものであるから、単純な比較論ではすまされないことになる。つまり短小な刃部をもつ刀剣形木製品が、鉄製刀剣の短かい方の仲間を模作したと言えば、誤まりをふくむことになるのである。

登呂遺跡の鉄製刀剣の木製模造品を以上のようにみてくれば、こうした刃部を萎縮して模作する風習がさかのぼって、中期にも顕著にみられる事実をあらたに指摘しなければならない。鬼虎川遺跡で1977年第5次調査で出土した刀剣形木製品は柄と身を一本で表現しており、全長19.8cmのうち身部が9.5cmを測る(第3図7)。⁽⁴⁶⁾ もし、この木製品が何らかの金属製利器を大きさの上からも忠実に模したとすれば、こうした小形の利器は鉄製刀子以外にありえないことになる。しかしながら、注意されてよいのは、判明している弥生時代の鉄製刀子の柄頭は実例から判断する限り、いずれも環状であって、鬼虎川遺跡出土の遺品が突出した半球状を呈するのとは相当な違いをそこに認めなければならないのである。⁽⁴⁷⁾ さらに身の部分が判明しないのであるが、刀子の柄として供されたであろう骨角製品の形態から推しても、把頭を塊状に突出して表現する必然性はみあたらないのである。要するに材質の転換からする便化を認めるにしても短小な刀子を原型と見做した場合には、把頭の表現法があまりにも違いますことになるのである。つまり、この資料は柄が実長で模されいっぽう刃部が萎縮して模作された例と解さなければならぬ。しかし注意されてよいのは、こうした見解をとっても、なおこの遺品の把頭は、弥生時代にあっては相當に特異なものであることである。というのは、弥生文化の刀剣の把頭は環刀ないし基部が左右に張り出し断面杏仁形をするものが通則だからである。⁽⁴⁸⁾ 弥生時代の刀剣の把頭に環状のものと断面杏仁形のものとの二流がある事実は、けっきょく弥生時代に波及する対外文化の系統の違いの反映、つまり対外的には漢、そして朝鮮の固有の文化が、ともども弥生文化の短兵に影響をあたえた結果と解されるのである。そこでいま、いちおう漢ないし朝鮮の刀剣で上記の通則以外の把の拵を問題にしておく必要があろう。このように言うとなると論者によつては鬼虎川遺跡出土例の柄頭が円盤状をなすところから、ただちに中国特有の戦国式剣の把頭が同じく円盤状をなす事実を想起するかもしれない。数こそ少ないので、細形銅剣とは別系の戦国式剣が北部九州地方より出土していること、さらに戦国式剣が一部漢代になつ

ても残存していた事実は、たしかに弥生文化の短兵が、漢風をもって示すよりも古い中国の劍制の影響を部分的にせよ受けたことを示唆するのかも知れない。ところが戦国式劍の把頭は、円盤状突起の内側があたかも鑿のように凹むのを通則とするが、鬼虎川遺跡の遺品は逆にこの部分がゆるやかに突出しており、好対照を示すのである。しかし注意されてよいのは、円錐状に凹む把頭は戦国式劍にあってはあくまで一般的な劍首の制であって、なかには例外的に半球状に突出した把頭をもつものもあることである。⁽⁵¹⁾さらに漢ないしそれ以前の中国文化に北接するオルドス青銅器文化の青銅短劍のうちにも、同巧の半球状の把頭は現出している。⁽⁵²⁾この点から言えば、河北省定県北省の漢墓から出土した特殊な劍の把頭が半球状をなすのも、実は主流に非ざる把頭として戦国時代から漢代にかけて中国ないしその周辺で、半球状の把頭が考案されていたためと見なしてもあながち暴論とはならないであろう。鬼虎川遺跡出土の模造品の原型が判明していない現在、こうした中国、朝鮮の主流に非ざる把頭をもつ刀劍が、彼の地の文物とともに、弥生文化にも流入した可能性を推定するにとどめておこうと思う。

細形銅劍の模作品 武器形木製品のうちの短兵に、先に述べたような刃部を萎縮して模作する風習を認めるるとなると、山口県宮ヶ久保遺跡出土の「槍形祭祀品」と報告者が見做した遺品も、はたして槍が原型となったかどうかといった問題が引き起ってこよう(第3図8)。この資料の基部両側縁に孤状の抉りをみると、報告者も指摘する如く、細形銅劍の特色を真似たものであるが、あえて槍と論断した根拠には、この遺品が身部長19.5cmに対し、柄部長16.3cmを測り、劍としては柄の割合が長すぎることによったのである。劍としての外観の不調和をもつて槍と見做すのなら、速断にすぎる所以であるが、こうした認定がなされるには、いっぽうで細形銅劍の使用法に対してつきのような言説がなされていたからである。すなわち細形銅劍の分布の稀薄な瀬戸内以東では、劍身末端に双孔を穿つ例の多い事実からして、北部九州地方と着柄法の相違を認め、分布の東半部では槍先として長柄に固定されたとする主張である。たしかに瀬戸内地を中心で分布する細形銅劍から派生した国産青銅祭器の平形銅劍や同地方の銅劍を模作した磨製石劍のうち、少なからずが基部に双孔をもつのは事実であって、双孔をもたない劍との間に着柄法の相違があつたと推測するには難くない。さらに大阪府安満遺跡から出土した「劍形木製品」は身部より柄部が長く作り出されており、しかも身部両側下端の孤状の抉りを勘案すれば、槍として転用された細形銅劍を原型としたのかも知れない(第3図4)。しかしながら劍か槍かという同定の問題と劍身末端の双孔による着柄法の問題とは議論の手続き上おのずと別であって、同一に論じられるものではない。劍、槍とも等しく切先に平行する直線運動が加えられ、使用痕による観察法に限界がある以上、けっきょく同定の問題は残存した柄部を手懸りにする以外にないのである。細形銅劍が流盛した朝鮮半島で、柄の拵が判るかぎりはすべて劍柄であって、長柄のものはない事実がある。この点から言えば日本で細形銅劍に長柄を付けて槍に供した風習を説くことは、ほとんど困難であって、わずかに朝鮮半島で細形銅劍に伴う劍柄付属具が弥生時代に少ないという消極的な根拠をもつてする以外にないのである。⁽⁵³⁾細形銅劍に伴う劍柄付属品の出土は、弥生時代の遺跡からも知られているし、さらに有名

な福岡県三雲遺跡、山口県向津具遺跡から出土した柄身同鑄の剣は、明らかに身部が細形銅剣を形どったものである。こうしたことから、朝鮮半島の風習と等しく、弥生文化にあっても細形銅剣は剣として用いられたことがうかがい知れるのである。

しかし、それにしても一部論者が槍と速断した剣身末端に双孔を穿つ着柄の方法をどのように考えたらよいのであろうか。思惑を排するならば、柄部が残存する具体例をもってしかこの問題の検討はできないのであるから、ひとまず素材を青銅品に限定せず、鉄製品についてみてみようと思う。というのは、鉄製剣にも実は末端に双孔を有するものとしからざるものとの区別があつて、幸いに鉄製の場合、柄の拵の残存する例があるのである。身の末部に双孔をもつことが明らかで、拵が一部ではあるにせよ残存する資料として、以下のものをあげることができる。福岡県飯塚市立岩遺跡35号甕棺内出土例。同春日市門田遺跡辻田地区墓地24号甕棺内出土例。同27号甕棺内出土例。ただし注意されてよいのは、以上三例の資料が双孔の他に短小の茎中央にさらに単孔を有することであつて、この点からいえば須玖岡本D地点遺跡から出土した特異な多橈式青銅剣⁽⁵⁶⁾、あるいは福岡市今宿横浜出土の細形銅剣⁽⁵⁷⁾の穿孔と同巧である。剣と称されるもののうちには、さらに身部末端はおろか、茎にも孔をもたない例が加わるのであるから、着柄の仕方に複数の方法があったであろうことは、想像に難くない。

しかしながら、先に例記した身部末端に双孔をもつ資料のうち一例が確実に剣であったと論断できることは、逆に身部末端の双孔が広く剣の着柄に供せられたことを推測せしめこそそれ、この特徴をもつて槍と見做す積極的な証拠となりえないことを意味する。門田遺跡辻田の二例は長柄であつても収納が可能な大型合口甕棺に伴い、柄頭になお復原によらなければならぬ部分の多い事由から除くとしても、立岩遺跡35号甕に副葬される例は石蓋单棺内の仰臥屈葬人骨右上腕骨に平行して収納されたものであるからして、槍と見做すのは長柄を意図的に折損して収納するという異常な事態をそこに想定しない限り不可能である。つまり身末端に双孔をもつ剣と認定せざるをえないである。この剣に並行してほんらい長柄を有する鉄戈が収納されるところから、单棺内に長兵の副葬を推定をするとすれば、それはすでに弥生時代における句兵の実体の問題であつて、剣、槍の弁別に関することがらではない。

それでは、弥生後代には、長柄を有した槍が皆無かと言えば、これまたそのように論断するわけにはゆかないのである。袋穂を有する鉢を除いて、この点で注意されねばならないのは後藤守一が発見者の言として伝えるつぎの出土状況である。新潟県中頸城郡潟町吉崎新田よりかって、「地面下3尺に於いて」長20.2cmの有茎式磨製石剣の「茎先きに藤蔓様のものを巻きつけた柄が可成り長く同一面に横はっていたといふ」^(マ)のである。この遺品に着柄のための孔をみなすことは、さきに述べた剣の例と併せて、孔の有無をもって槍、剣を判別することが、いっそその危惧をまねくことを意味する。ありていに言えば、弥生時代の槍と剣は形態を等しくし、特定の情況のもとで以外、これを識別することはできないのが考古学の実情なのである。古墳の副葬品の研究の成果からすれば、古墳時代前期の槍先は、孔の有無にかかわらず有茎の剣形をなすという。かつて剣身と誤認した遺物を槍先と認定したのは、もとより古墳の副葬の状況

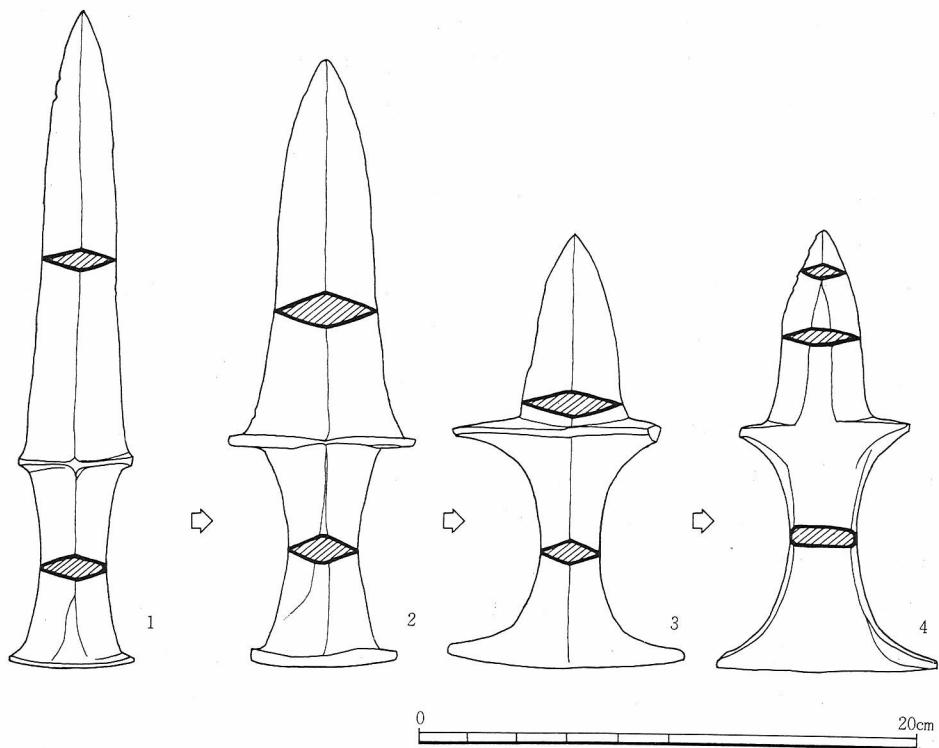
より判明したことであり、身部の形態において両者は等しい。こうした区別の難しい古墳時代前期の剣と槍との形態が、すでに弥生時代に胚胎したと主張したなら言いすぎであろうか。⁽⁶¹⁾

ひるがえって、細形銅剣の茎が短小にすぎ、脱去の恐れがありとする素朴な疑問も後世の鉄製鍛造の短兵をみなれた目からすれば、たしかに理由なしとしない。しかしながら、短小の茎をもつ剣の着柄にあたっては格別の考案がなされていたと判断できる理由がある。その一つは、漆などの膠着剤を使って身と柄の固着を強化する方法であるが、いま一つ注目したいのは多くの細形銅剣の把元にみられる後世の鉢にあたる装置の役割である。この鉢状部分は、断面が杏仁形ないし菱形をなし、関より上、つまり剣身末端を上下両面から固定し、把部へと連接する状態が看取できる。そして剣身末端に双孔をもつ例では、双孔をこの鉢状部分がおおうのであるから、あきらかに弥生時代の剣は茎だけが着柄にあずかったのではないと知られる。要するに弥生時代の剣は、茎よりもむしろ剣身の末端に比重をおいて着柄するのが、一般的な風習であったとみられる。この点、末端の双孔を格別の考案といえても、その用はあくまで着柄の補強の域をでるものではなかつたとせざるをえないである。⁽⁶²⁾

こうした考案が、すでに沿海州地方や吉林地方から出土した銅剣の一部、さらに朝鮮半島南端の金海地方から出土した銅剣に現出することは、けっきょく剣身末端に双孔を穿つ着柄法もまた大陸系文物の流入とともに弥生文化に伝流したと了解されるのである。⁽⁶³⁾

細形銅剣を真似た山口県宮ヶ久保、大阪府安満遺跡出土の木製品が、槍と速断できないからと言って、それでは剣であるといえば、実はこれも速断にすぎることになる。柄と刃部が不調和な剣の木製品にあっては、中期の鬼虎川遺跡や後期の登呂遺跡で認めたように、刃部は確かに萎縮するが、これに対し柄部が著しく伸長されることはないからである。いま宮ヶ久保、安満両遺跡の細形銅剣の模作品に対して確實に言いうことが以上につきる限り、上記二例の柄部に対して別途の可能性をも考慮に入れておいた方がよさそうである。すなわち、刃部を目立たせる目的で、示威用の長柄をつけ、何かに固定させた場合などをいちおう考えてみる必要がある。

朝鮮磨製石剣との関連性 短兵を模作した木製品には、独特の形式化 deformation の仕方のあることを説いてきたが、ここで注意されねばならないのは、弥生文化に隣接する朝鮮半島の事情である。なぜなら細形銅剣を模作した朝鮮半島出土の磨製石剣にも、弥生文化の武器形木製品と等しい形式化を指摘できるからである。剣形木製品の刃部が著しく萎縮して模作される風習を認めたが、同様の変化をすでに朝鮮磨製石剣の無襠一段式（有光分類のB II式）のうちにても顕著にみてとれる。全羅南道槐亭二洞遺跡から出土した例は、把頭と鐔が斗出して、あきらかに形式化の進展した石剣とされる。この遺品の刃部が短小にすぎる事実は、朝鮮磨製石剣にみられる萎縮した刃部も、また定向的な形式化であることをうかがわせる。福岡県宇美町（第7図3）や同上底井野郡家（第7図4）から出土した有柄式石剣の刃部が短小であることは、すでに朝鮮半島で相当に形式化をとげた遺品が、日本の弥生文化にも流入したことを示す。もとより朝鮮磨製石剣は細形銅剣の材質転換による模作品であるから、型式に退行のおよぶことは



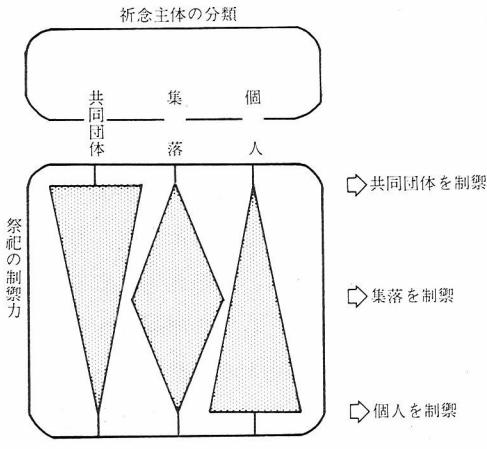
第7図 有柄式磨製石剣の退行 (1、2. 朝鮮忠清南道 3. 福岡県宇美町 4. 上底井野郡家)

言うまでもなかろう。有光は、無橈一段柄式石剣に刃部を著しく伸長させる別の退行のあり方をも指摘した。⁽⁶⁷⁾ 唐古遺跡出土の二例の剣形木製品の異常に長大な刃部を、朝鮮磨製石剣にみられるこうした退行のあり方と無関係でないとしたいのである。朝鮮磨製石剣は墓への副葬品であったことが多く知られており、喪葬に伴う祭祀具の役割が推察される。いま日朝で、武器形祭祀具に同一の形式化がなしとげられたことは、弥生文化の祭祀具に朝鮮半島の風習が多大の影響をおよぼした結果と解されねばならないのである。

朝鮮磨製石剣と弥生文化の武器形木製品との共通性が以上によって了解されたとしよう。しかし、これでは弥生文化に占める武器形木製品の特殊な意義をまだ指摘したことにはならないであろう。そこでいま少しく弥生時代の事情について考えてみようと思う。

III 祭祀の重層性

弥生時代の武器形木製品の現在まで知られる分布の西限は長崎県里田原遺跡であり、東限は静岡県有東第二遺跡である。そこで、いま関東以北を除いた西日本一帯を分布圏と想定しておこうと思う。遺物の広がりに対して分布が散満な事実は、資料が耐久性に乏しく、特定の情況でしか遺存しなかったことによるのであろう。ようするに武器形木製品は、より濃密な分布を示していたとみられる。しかし、ここから進んで、武器形木製品が広域にわたり濃密に分布し



第8図 祭祀の単元とその制禦力

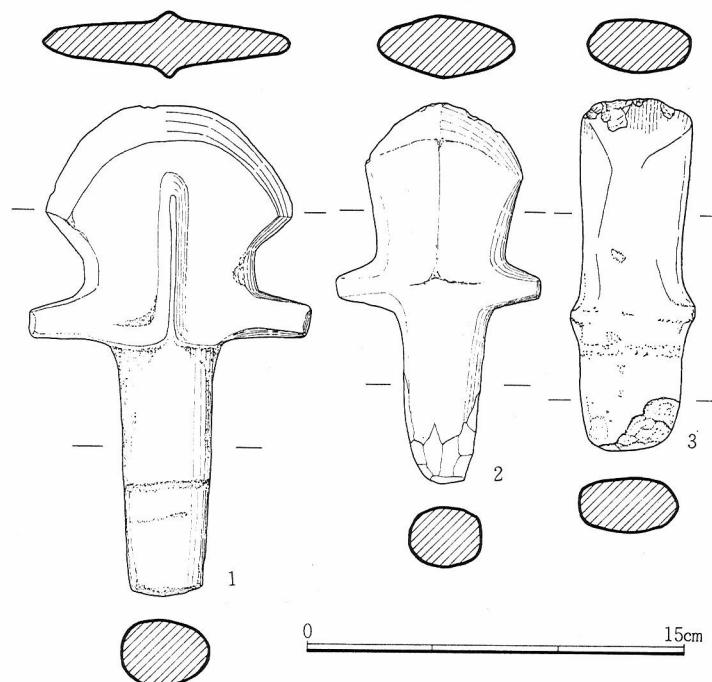
ていたと単純に言い切るならば、誤解をまねく恐れがある。というのは、木製品に限らずもともと遺物の分布は、年代的な集積の結果であって、ひとまずその時間差を考慮しない立場にあるからである。したがって分布をもとにする議論は、あくまで結果に対する解釈の域をでるものではないのである。

祭祀遺物 さて武器形木製品は原型に対する模作の仕方からみて、まず祭祀具であったと考えられるのであるが、それでは弥生時代の他の祭祀具とどのような関係にあつたのであろうか。

弥生時代の祭祀を理解するにあたっては祭祀行為、とりわけ重要な身体動作が考古学では判らないのであるから、けっきょく遺物の比較にたよらざるをえないことになる。ここで弥生時代の祭祀具として一般に知られる遺物は、剣、鉾、戈、鐸、鏡などの青銅製祭祀具を主とし、さらに分銅形土製品、鐸形土製品、占骨、彫骨、鳥形木製品、人形木製品におよぶ。あるいは若干の楽器と身体装飾品をさらに加えてよいのかも知れない。以上の品目が、いささか流動的であって、さらに比重の違いがあるのは、考古学的にその性格がよく判らないこともよるが、いっぽう祭祀そのものの定義が曖昧なことにもよる。なぜなら、生きた社会のなかで観念的な行為の表現である祭祀を一律に定義づけることにはもともと無理があるからである。⁽⁶⁸⁾ ただ議論の手続上、さかしらとしてしりぞけたいのは最初に祭祀を発心の目的や意図から規定してかかることがある。祈念の発心が敬虔なかぎり、収穫物の豊饒を祈る農耕祭祀も祖靈の平安を祈る埋葬祭祀も、もともとこうした分類を拒否する苛烈さが、そのうちにあるのかもしれない。そこで祭祀行為を観念とは無縁な現実の単元でその機能を分節してとらえてゆきたく思うのである。祭祀が制禦し、逆に祭祀を制禦するのはヒトであるから、究極は個人を単元とする人口の重層的な構造、つまり個人 Personal、集落 Settlement、共同団体 Community を単元としそれと祭祀とのかかわりを検討しようと思う。いま重要なことは、この三つの単元が、人口を階層的に表示すると同時に地理的空間をも階層区分していること、そして個人が全的ないし部分的にそれぞれの単元にかかわっている事実である。要するに個人レヴェル、集落レヴェル、共同団体レヴェルの祭祀をいちおう設定したいのであるが、それはあくまで機能の強弱、つまり制禦の効能の強弱に従う分類にすぎないことを知っておかねばならない。こうした単元で祭祀を分節すれば、概念的にはつきのような模式表示で祭祀をとらえることになる(第8図)。

祭祀の問題を無規定で、操作することを避けるために、以上の概念模式を設定したが、このままでは結局、いつの世にも個人は同時に社会的存在であるというありきたりの考えを示したにすぎないのであろう。この概念模式が弥生時代の祭祀研究に有効に働くためには、考古学上の

事実、ないし考古学における規範的な概念と連鎖系が組まれねばならないのである。ここに至って注意したいのは、埋納址から出土する祭祀具が、共同団体をその背景にもつ点である。というのは埋納址は、交易のためであれ、祭祀のためであれ、もともと複数の集落を連接するネットワークを前提として始めて解されるものであるからである。銅剣、銅鉾、銅戈、銅鐸、舶載鏡が、集落から離れた埋納址から時として複数出土することはよく知られた事実である。こうした青銅製祭祀具の分布は、東海地方以西の西日本一帯におよぶものであるが、出土品目とその分布に濃淡があって、つぎのように分けられている。すなわち、北部九州地方を中心として輸入ないし国産の青銅利器を埋納する風習、瀬戸内地方を中心として細形銅剣から派生する国産の平形銅剣を埋納する風習、近畿地方を中心として銅鐸を埋納する風習が、それぞれ認められるという。論者によつては、北部九州地方と瀬戸内地方にみられる独自の青銅製祭祀具がいづれにせよ武器形をなすところから両者をあわせて青銅武器形祭祀具とし、近畿地方の銅鐸との対比を考えるむきもある。⁽⁶⁹⁾しかしながらここで注意したいのは、こうした青銅製祭祀具の分布が品目のいかんにかかわらず東海地方を東限とし、武器形木製品の東限とほぼみあう事実である。つまり東海地方以西で武器形木製品と青銅製祭祀具の分布が重複しているのである。しかも、青銅製祭祀具が埋納址、武器形木製品が集落址より出土することは、両者が重層的な関係にあることを意味している。つまり青銅製祭祀具が共同団体のお祭りの時に使われたのに対して、武器形木製品が、集落ごとのお祭りの時に使われたと推定したいのである。さらに両者の対比を鮮明にするために言うならば、仮器として青銅製武器形祭祀具が刃部を肥大させる



第9図 有角石斧（1. 東京都浮間町 2. 茨城県高浜町 3. 三殿台遺跡）

のに対して、木製武器形祭祀具には刃部を萎縮させる傾向を認めることである。ここに至って想起されたいのは、有角石斧なる異形の磨製石器が神奈川県を西限とする関東地方以東に分布する事実である。

有角石斧をかつて縄文時代に帰属させる考えもあったが、確実な発見例による限りは、弥生時代の集落址に伴うものとしなければならない。⁽⁷⁰⁾ 有角石斧の刃部の形態には、名辞どおり、蛤刃の石斧状をなすもの(第9図3)から剣状をなすものまで各種があるが、いま注目したいのは、そのうちに明らかに鎬を造りだし、剣を模作したことを思わしめるもの(第9図1・2)があることである。しかし、この点だけをとらえて、有角石斧を剣の模作とするならば、柄部に対して刃部が短小にすぎる理由をもって、たしかに異論の生ずる余地もある。そこでこの例が剣を模作したとするならば、この不調和な模作の原因は素材が石であるという制約も考えねばならないが、それとは別に、また素材がたとえ石であっても、祭祀具たることを保証する前提が、すでに成り立っていたとみなければならなくなる。この点、有角石斧も武器形木製品と同じく集落址から出土するのであるから、利器を模作する祭祀具にあっては、刃部を萎縮して表現すればこと足たとしたいのである。要するに西日本一帯の武器形木製品に対する祭祀具として東日本の有角石斧をあげたいのである(第10図)。論者によつては加工の容易な木製品に対して、有角石斧の製作が、非常な労を要することをとりあげて、有角石斧と対比させるべきものとしてむしろ青銅の武器形祭祀具や銅鐸をあげるかも知れない。⁽⁷¹⁾ たしかに精巧な有角石斧の仕上げには、最初の撰材から最終の研磨まで相当細心の神経と時間が費やされたにちがいないから、宝器としての伝世をも考えねばならないであろう。しかしながら、その出土する遺址が集落である事實をもつてするならば、武器形木製品と比較したうえで、分布を東西にわけたとしなければならないのである。それでも、論者によつては、耐久的な有角石斧がすべての東国の集落址に出土するわけではないことを理由に青銅製祭祀具との対比を計ろうとするかも知れない。しかしながら、有角石斧に埋納址と集落址に伴う二つの場合を想定することは、事実から引き出す推論と仮定による議論の空転とを結局は混同してしまうことにしかほかならないのである。⁽⁷²⁾

ところで、有角石斧の柄部には使用痕が観察できるのであるが、このことは、おそらく有角石斧が宝器として柄に固定され威示される遺物であったことを示すものである。と同時に、刃部にも等しく使用痕が認められるのは、実際の祭祀にあっては、利器としても活用された場合を想定しなければならない。このことは武器形木製品の一部にも、切先の磨耗した例の多い事実と併せ考えねばならないことである。儀仗や宝賽と異なり、武器が実際に活用される祭祀は、模儀戦 Mocking Combat 以外にありえないのであるから、我が国の古典学者が後世の編纂史料により古代における模儀戦を推定した如く、わたくしも模儀的な戦闘行為が日本先史の祭祀にあたって実施されたことを認めたく思うのである。記紀から古代に模儀戦を実施する団体は、特定の氏族であったことが察せられるのであるが、さかのぼって考古学で、いまいいうことは弥生時代の模儀戦は集落を単元としたとする推測に止まらざるをえないのである。

弥生時代祭祀の定立 それではいったい、武器形木製品から推定されるこうした風習がいつ始



第10図 武器形木製品と有角石斧の分布

またのであろうか。奈良県唐古遺跡から出土した武器形木製品が弥生時代前期に属するものであるから、武器形祭祀具がすでにこの時期に出現していたことは、まず認めなければならぬ。しかしながら共同団体、集落、個人を単元とする重層的な祭祀構造の定立を前提とし、そのうち集落単位の模儀戦祭祀を弥生時代の前期にまでさかのぼって主張すれば、事実とそぐわない点が生ずるのである。というのは中期以降の武器形木製品には唐古遺跡出土例のような鋒部を異常に拡大して模作した剣形木製品の存在が顕著でないばかりか、むしろ逆に中期初頭以降には刃部を萎縮して模作する風習の台頭を明らかに認めなければならないからである。すなわち池上遺跡で、畿内第Ⅱ様式に伴って出土した剣形木製品（第3図5・6）の長さが、たかだか10cm内外であることは、実用剣と比較して確実に刃部が萎縮して模作された例とみなさざるをえない。しかも肥大した刃部をもつ青銅武器形祭祀具が中期になって始めて埋納されるようになり、また埋納址が共同団体を背景に解されるものである以上、共同団体、集落で別々の武器形模造品を造るにいたった年代の上限を、いまは弥生時代の中前期初頭にとどめざるをえない。ようするに、弥生時代における青銅器産業の成立と社会のいっそうの重層化を、弥生時代の固有な祭祀の定立と一体のものとして受けとめたく思う。

近畿地方の唐古遺跡で認めた前期の刃部幅広の剣形木製品が、よし部分的にすぎないとはいへ、すでに中期初頭で逆に萎縮した刃部をもつ木製品におきかわる事実は、いま一つ年代が不明とされる祭祀具の代表である銅鐸の年代観についても若干の手懸りを与えるものである。集落のなかで武器形木製品が肥大模作から縮小模作へと変化をとげることのうらには、集落を越えた共同団体の祭祀具の定立があって、その初発年代が中期初頭であったと解されるのである。銅鐸は、近畿地方の代表的な埋納祭祀具であるから、したがってその出現年代も中期の初頭がいちおうの目安となろう。⁽⁷⁵⁾ 共同団体を背景とする埋納址の存在が、耐久性のある青銅製の遺品

をもって始めて判明せられる以上、少なくとも銅鐸の出現年代は、同じく埋納址から発見される国産の銅鉾、銅剣、銅戈の年代よりも著しく新しく考える根拠には乏しいであろう。

弥生時代中期にいたって、青銅で共同団体の祭祀具を製作するのはよいとしても、それではなぜ武器形と鐸形という二つの大きな分布圏が生じてしまったのであろうか。原型に対して等しく肥大化を青銅品で試みている以上、この問題は原型の品目の違いをもって説明する以外にないはずである。鋤先とみられる遺品や一部の鎌、釣針を除けば、弥生時代における青銅製品は装飾品や祭祀関係の遺品が主であって、そのうち埋納址から出土する品目として剣、戈、鉾、鐸、鏡があげられる。このうち剣、戈、鉾の武器形をなすものが北部九州地方と瀬戸内地方、⁽⁷⁶⁾ 鐸が近畿地方を中心に稠密な分布を示し、ともども時代が下るに従って肥大化する現象は、よく知られている。鏡が弥生時代の埋納址から出土する事例は数少ないが、大阪府大県遺跡、奈良県吐田郷遺跡から出土した多紐細文鏡を、こうした例にあげてよいであろう。さらに、近畿地方をはずれるが、岐阜県瑞竜寺山頂の瑞竜寺山遺跡から出土した内行花文鏡には、⁽⁷⁷⁾ 弥生土器が伴ったとされるから、こうした例にこの遺跡を加えてよいのかも知れない。このうち吐田郷遺跡では、銅鐸の共伴した事実があるから、舶載鏡もまた共同団体の祭祀具となった場合が推定されるのである。舶載鏡の分布が稠密な北部九州地方では、上記の性格の遺跡よりも、むしろ墓葬に伴って出土する事例の多い点はあらためて留意されなければならない。そこで、青銅器産業が日本で独自に発生したものではなく、しかも弥生時代の埋納址が祭祀に關係する以上、けっきょく何を祭祀具として撰択するかという、いわば最後にのこされた嗜好の違いが、そのまま青銅武器形祭祀分布圏と銅鐸分布圏の二つを結果したと解されるのである。この点でいえば、北部九州地方では舶載の青銅品目として鑄貨、鏡、剣(剣身、把頭飾、鍔金具、鞘先金具)、⁽⁷⁸⁾ 戈、鉾、斧、鎌、鋸、小銅鐸、馬鐸、釧、鈕が知られており、さらに九州の対岸、山口県稗田遺跡の石棺墓から出土した蓋弓帽を以上の品目に加えてよいのかもしれない。もとよりこうした文物に舶載年代の違いをそれぞれ考慮しなければいけないのであるが、北部九州地方、瀬戸内地方で武器形青銅器をもって共同団体の祭祀にあてる風習は、けっきょく前代には木製品によった伝統をそのまま共同団体の祭祀にも踏襲した結果とみられるのである。つづめていえば、前期の鋒部幅広の武器形木製品はしだいに国産の青銅製品にとってかえられたのである。いっぽう近畿地方で、銅鐸や鏡が共同団体の祭祀具となった事実は、まずもって祭祀具に新奇の品目が撰択されたとしなければならない。武器形祭祀具の原型が容易に利器と推測され、実利品としての本来の用途も同様想像に難くないのにひきかえ、銅鐸の祖型は想像が困難なものであって、しかも鏡とあわせて実利に遠いものである。舶載青銅器のうち鐸や鏡の直接実利の想像つきがたいこの点こそ、近畿地方において祭祀具のための祭祀具として撰好をうけ、青銅器産業の発達とあいまって、共同団体の祭祀具として歓迎され、畏敬されたと解したいのである。

カラランカラランと意味もなく金属音を発する不思議な朝鮮小銅鐸、閃光のうちに蛮人みずからの姿容を照射する金属盤。集落連合の平安を願う至上の祈念は、いま珍奇な青銅器に仮託され、団体祭祀へと急速に高揚をとげる。祭祀にうかがえる近畿地方のこうした独自性は、あるいは

地理的に朝鮮半島の青銅器文化とは直接の交渉に乏しかった事情によるのかもしれない。この独自性こそ、そののち古墳文化で示される近畿地方の卓越性にかならずや関連してゆくものならば、わたくしはあらためて文化というものの複雑で重い事実を痛感する。

注

- (1) 末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎『大和唐古弥生式遺跡の研究』(『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第16冊 1943年) 図版第78。
- (2) 大場磐雄「木器」(日本考古学協会編『登呂』 1949年) 第16図16、65、82。後藤守一「木器」(日本考古学協会編『登呂』本編 1954年) 挿図第36—55～61。弥生時代の武器形木製品について最も多くを発言したのは、後藤守一である(同書244～254頁)。以下、「後藤守一前掲書」の表記は同文献をさす。
- (3) Chen, C-L., *Material Culture of Formosan Aborigines* fig. 54-D, E Taipei 1968.
- (4) Chen, 1968 *ibid.* fig. 10-C.
- (5) Radcliffe-Brown, A. R., *The Andaman Islanders* p.449 Cambridge 1922.
- (6) 太平洋諸島に広汎に分布する槍の穂先が、多くは木製であることも注意されたい。東南アジアの小数民族のなかにも同様の装備がうかがえる。ハイネ＝ゲルデルン(小堀甚二訳)『東南アジアの民族と文化』(聖書房 1942年) 133、145頁。清野謙次『太平洋民族学』(岩波書店 1943年) 第95図などを参照。
- (7) 関野克「構築用木材」(日本考古学協会編『登呂』 1943年) 31～41頁。
- (8) 後藤守一前掲書253頁。
- (9) 末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎前掲書251頁註 6付言。
- (10) 正林護『里田原遺跡略報』Ⅱ(『長崎県文化財調査報告書』第18集 1974年) 第17図。
- (11) 中村徹也「宮ヶ久保遺跡出土の木製武器形祭器」(『考古学雑誌』第63巻第2号 1977年)。
- (12) 小野久隆・奥野都『木器編』(『池上遺跡』第4分冊の2 1978年)。
- (13) 下村晴文・才原金弘「鬼虎川遺跡出土の武器形木製品について」(『考古学雑誌』第63巻第2号 1977年)。
- (14) 阿部幸一「恩智遺跡出土の木戈・打製石剣について」(『考古学雑誌』第63巻第2号 1977年)。
- (15) 原口正三『考古編』(『高槻市史』第6巻 1973年) PL.59-C。
- (16) 後藤守一前掲書挿図52-151。
- (17) 小野久隆・奥野都前掲書64頁。
- (18) Müller-Beck, H., Seeberg *Burgäshisee-Süd Teil 5 : Holzgeräte und Holzbearbeitung* S.74～80. Bern 1965.
- (19) 中村友博・松田順一郎「鬼虎川遺跡出土の骨製品一例」(『調査会ニュース』No.14 東大阪市遺跡保護調査会 1979年)。
- (20) 曾昭燏『沂南古画像石墓発掘報告』(山東省博物館 1956年) 図版80最上の架下段。
- (21) 小田富士雄「鉄器」(立岩遺跡調査委員会『立岩遺跡』河出書房新社 1977年) 236頁。
- (22) 大阪湾型銅戈の定義は、三木文雄による。同氏「大阪湾型銅戈について」(『ミュージアム』第223号 1969年)、「銅戈」『神戸市桜ヶ丘銅鐸・銅戈調査報告書』(『兵庫県文化財調査報告』第1冊 1969年)159～177頁。
- (23) 小田富士雄前掲書236頁。
- (24) 本村豪章「長野市篠ノ井光林寺裏山出土遺物の研究」(『ミュージアム』第254号 1972年)11頁第4表も全国的な計測値の集計を試みているのでなお参考にされたい。
- (25) 有光教一『朝鮮磨製石剣の研究』(『京都大学文学部考古学叢書』第2冊 1959年) 94頁。
- (26) 高橋健自は、『銅鋸銅劍の研究』(聚精堂 1925年) のなかで、鉄剣形磨製石剣7点を図示して解説を試みた。有光教一は、前掲書で高橋健自の分類に検討をくわえている。

- (27) 中村友博「畿内式磨製尖頭器」(『調査会ニュース』No.17 東大阪市遺跡保護調査会 1980年)。
- (28) 高倉洋彰・横田覽二郎・森田勉・高橋章『特別史跡水城跡』(『昭和51・52・53年度の発掘調査概報と史跡環境整備事業実施概要』 1979年) 第18図1。
- (29) 有光教一前掲書36頁。
- (30) 尹達『新石器時代』(北京 1978年) 208頁。
- (31) 遼寧式銅劍が、東方へ伝播する経路と変移型式は秋山進午論文と有光教一前掲書とによってうかがえるものである。秋山進午「中国東北地方初期金属器文化の様相」(『考古学雑誌』第53巻第4巻、第54巻第1、4号 1968、69年)。
- (32) 黒竜江省博物館「東康原始社会遺址発掘報告」(『考古』'75第3期) 図9-8。吉林省文物工作隊吉林長蛇山遺址の発掘」(『考古』'80年第2期) 図7-5。
- (33) 李蓮「吉林延辺朝鮮族自治州汪清県附近発現石棺墓」(『考古通訊』'56年第6期) 第2図2。
- (34) 八木獎三郎『朝鮮咸鏡北道石器考』(人類学叢刊乙先史学第1冊 1938年) 第17図5、第41図3、第45図1、第52図4。金用玕・ソククター「西浦項原始遺跡発掘報」(『考古民俗論文集』4 1972年) 図63-1。
- (35) Okladnikov, A. P., Dryevnye poselenye na poluostroye Peschanom u Vladivostoka tabl. 64-6, 104-4, 138-2, 4, *Materialy i Issledovaniya po Arkheologii SSSR* No.122 1963.
- (36) 有光教一前掲書図版9-1。ただし、有光教一はBⅡ形式、無柄一段柄式石劍に分類する。
- (37) 中国東北地方の「石矛」を有鉈式、無鉈式、有脊式の三種に分類する佟柱臣案によれば、畿内式磨製尖頭器はこのうち無鉈式と関連が深いことになる。しかし、このことはあくまで研究の現状をふまえた論定にすぎない。佟柱臣「吉林新石器文化的三種類型」(『考古学報』'57年第3期) 33頁。
- (38) 有光教一前掲書図版第12-8、9、11、12。同12-10は、佟柱臣の分類で有鉈式に属するため除外する。
- (39) 有光教一前掲書図版第43-15~17。
- (40) 田代克己「弥生時代出土物精選」(樋口清之編『弥生と邪馬台国』 原始日本の発見2 學習研究社 1977年) 122頁左から2点目。
- (41) 白井忠雄(『東奈良遺跡発掘調査概報』I 1979年) 図版123-6。
- (42) 八幡一郎「石槍に関する二三の問題」(『大和考古学』2年3号 1932年、『日本の石器』所収 1948年)。
- (43) 萩科哲男・東村武信が産地(二上山、岩屋、五色台、金山、冠山)を同定したサヌカイトに縄文時代の資料が含まれている事実は重要である。ありていに言えば、萩科・東村が開発したシステムは、さらに石器型式学と年代学とを連鎖させ、加工されねばならない。両氏「螢光X線分析法によるサヌカイト石器の原産地推定」(『考古学と自然科学』第6、8号 1973、75年、鎌木義昌と連署第10、11号 1977、78年)。
- (44) 後藤守一前掲書154頁。
- (45) 後藤守一前掲書155頁。
- (46) 小田富士雄前掲書236、237頁。
- (47) 以下、この木製品の原型をひろく剣と刀とに求めるのは、刃部の形状に解釈の余地をのこすからである。もしこの遺品が鋒部を剣、体部を刀とする特異な型式を模作したものであれば、比較の対象は著しく限定されることになる。児玉真一『福岡県鞍手郡若宮町・宮田町所在遺跡群の調査』(『若宮宮田工業団地関係埋蔵文化財調査報告』第2集 1980年) 第126図15参照。
- (48) 鹿角製の刀子の把頭は、円筒を斜めに截頭した例が多い。以下を参照。
松本友雄「壱岐カラカミ貝塚の骨角器(1)」(『考古学雑誌』第23巻第9号 1933年) 618頁写真左。
末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎前掲書図版101-11。
岡崎敬「日本における初期鉄製品の問題」(『考古学雑誌』第42巻第1号 1956年) 第5図3、4。
近藤義郎「鉄製工具の出現」(杉原莊介編『世界考古学大系』第II巻 弥生時代 1960年) 挿図86。
安樂勉『原の辻遺跡』II (『長崎県文化財調査報告書』第31輯 1977年) 第28図1、2。

- (49) 町田章「環刀の系譜」(『研究論集』IV 奈良国立文化財研究所 1976年) 89頁。
- (50) 佐賀県唐津市宇木鶴崎出土例。松岡史『唐津市史』(1962年) 208頁第16図。
- (51) Janse, O., Notes sur quelque épées anciennes trouvées en Chine the *Bulletin of the Museum of Far Eastern Antiquities*, No.2 fig.138 Pl. XVIII 1930. 周衛『中国古代兵器史稿』(北京 1957年) 133頁、第32図版3a。
- (52) 江上波夫・水野清一『内蒙古・長城地帶』(『東方考古学叢刊』乙種第1冊 1935年) 北支那銅利器集成二短劍41。
- (53) 河北省文化局文物工作隊「河北定県北庄漢墓発掘報告」(『考古学報』'64年第2期) 44頁図19-1、図版XII-11。
- (54) 田中琢『鐸劍鏡』(『日本原始美術大系』第4巻 1977年) 164頁。
- (55) 水野清一・樋口隆康・岡崎敬『対馬』(『東方考古学叢刊』乙種第6種 1953年) 挿図28図1(上)。
- (56) 島田貞彦『筑前須玖史前遺跡の研究』(『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第11冊 1930年) 第20図7。
- (57) 福岡市立歴史資料館『緊急発掘された遺跡と遺物』(1977年) 5頁左。
- (58) 柳田康雄・井上裕弘・木下修・小池史哲「門田遺跡辻田地区墓地群の調査」(『山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告』第9集 1958年) 38、9頁。
- (59) 藤田等「甕棺墓・土壙墓」(立岩遺跡調査委員会『立岩遺跡』 河出書房新社 1977年) 81頁。
- (60) 後藤守一「上古時代に於ける上越地方」(『考古学雑誌』第20巻第9号 1930年) 622頁。この遺品が、朝鮮磨製石剣の組列から定義される有茎式石剣とは別種のものである点を留意されたい。畿内式磨製尖頭器と同様、中国考古学では「石鉾」と称される型式であり、潟町出土の例は、ほぼこの型式の分布の東限に近い。
- (61) 菅谷文則「前期古墳の鉄ヤリとその社会」(櫻原考古学研究所『創立三十五周年記念論集』 吉川弘文館 1975年)。
- (62) 島田貞彦前掲書35頁は、こうした疑問から発した着柄案を示している。
- (63) 平壙付近出土の銅把の櫛本社人による調査。同氏『朝鮮の考古学』(同明社出版 1980年) 410頁資料番号164。
- (64) 鳥居龍藏「極東シベリア発見の銅剣と銅鏡」(『考古学研究』第3年1号 1929年)。吉林省文物管理委員会「吉林懷德大青山發現青銅短剣」(『考古』'74年第4期)。
- (65) 尹武柄(岡内三真訳)「金海出土の異型銅剣・銅鉾」(『九州考古学』第46号 1972年) 第1図下段。国立中央博物館『韓国先史時代青銅器』(1973年) 52頁左から2点目。
- (66) 金廷鶴は、槐亭二洞遺跡出土の石剣の刃部が短小である理由として、金海茂溪里遺跡出土の石剣を引き合いに出して、副葬前に鋒部が切断されたのを再調整したためと主張した。しかし、こうした解釈を受け入れた場合、けっきょく有柄式石剣のなかでの短小の刃部が出現する重要な組列が捨象される事態となってしまう。同氏『韓国の考古学』(河出書房新社 1972年) 101頁。
- (67) 有光教一前掲書51頁。
- (68) Leroi-Gouhtran, A., *Les Religions de la Préhistoire* pp. 5 ~ 7 Paris 1976.
- (69) 樋口隆康編『大陸文化と青銅器』(『古代史発掘』第5巻 講談社 1974年) は、常識化した言説に比較的近年の所見を集めたもので、参考となろう。
- (70) 曽野寿彦「有角石斧を出した埼玉県の弥生式遺跡」『歴史と文化』II(『東京大学教養学部人文科学科紀要』11輯 1957年)。
- (71) 坪井清足「三つの地域」(『風土記日本』7 平凡社 1958年) 43~48頁。
- (72) 新田栄治「有角石斧の再検討」(『考古学雑誌』第60巻第4号 1975年)。
- (73) 金閔恕・小野山節『武器装身具』(『日本原始美術大系』第5巻 講談社 1978年) 図版140木製武器の鋒部に留意されたい。この資料を解説した金閔恕は、考古学者として模儀戦に言及している。

- (74) 西郷信綱『古事記の世界』(岩波新書 1967年) 175~181頁。
- (75) 佐原真は、独自の銅鐸型式分類と流水文様の分析から、銅鐸の初源が前期末にさかのぼると主張したが、ありうることである。同氏「銅鐸の鋳造」(杉原莊介編『世界考古学大系』第Ⅱ巻 弥生時代 平凡社 1972年)。「流水文」(『日本の文様』第8巻 水 光琳社出版 1972年)。
- (76) 森本六爾「河内新発見の銅鏡と其の出土状態」(『考古学研究』第二輯 1972年)。山本昭『文化財編』(『柏原市史』第1巻 1969年) 88、9頁。
- (77) 梅原末治「大和国吐田郷発見の銅鐸と銅鏡とに就いて」(『歴史地理』第32巻第2号 1918年、『日本考古学論叢』所収 1940年)。高橋健自「南葛城郡名柄発掘の銅鐸及銅鏡」(『奈良県史蹟勝跡調査会報告』第6回 1919年)。
- (78) 榎崎彰一・山田友治「岐阜市瑞竜寺山山頂出土の古鏡について」(『考古学雑誌』第53巻第1号 1967年)。
- (79) その他に用途の判然としない舶載の青銅品として、四葉座金具(福岡県三雲南小路)、双頭管状銅器(長崎県サカドウ、唐崎、木坂5号石棺、下ガヤノキ)、十字形金具(長崎県サカドウ、木坂5号石棺)、笠頭銅器(長崎県サカドウ、唐崎、トウトゴ山1号石棺)、扁平環状銅器(長崎県サカドウ)があつて、刀子柄と考えられる角形銅器(長崎県佐護白岳、サカドウ、木坂5号石棺)を加えてもよい。
- (80) 金闇怒「稗田地蔵堂発見の蓋弓帽」(『下関文化』第1号 1972年)。

武器形木製品についての余論

脱稿後、下記の武器形木製品を教示によって知りえたので、若干の論評を付したく思う。

- a 佐賀県東宇木遺跡 鏃形 原田保則「東宇木遺跡」『佐賀県農業基盤整備事業に係る文化財確認調査報告書』(『佐賀県埋蔵文化財調査報告書』第37集 1977年) 152頁第14図6。
- b 佐賀県土生遺跡 剣形 柴田静雄『土生・久蘇遺跡』(『佐賀県文化財調査報告書』第25集 1973年) 21頁写真33。
- c 愛媛県土居窪遺跡 剣形 西田 栄『考古編』(『松山市史料集』第1巻 1980年) 図版第15図7下。

a 東宇木遺跡出土の鏃形木製品は、現存長10.7cm、身部最大幅 1.0cm、断面三角形のものである。祭祀具ではなく、実用としての狩猟用ないし漁猟用の矢鏃の可能性もある。というのは、鳥類の保護にあたっては、ゲームを損傷させないために格別の矢鏃が用いられるのが通則だからである。このことはミュラー=ベックも指摘しているし、大英博物館の *Flint Implements* (3rd edition p.76 reprinted 1975)というカタログ本のなかでもふれられている。さらにアンダマン島人は、野猪を大形平根の鏃で刺止めるのにたいし、射漁用にはすらりとした細身の鏃を使う。言わずもがなのことだが、民族誌モデルは考古学に直接用いることはできない (Binford, L. R., Reply to K. C. Chang's "Major Aspects of the Interrelationship of Archaeology and Ethnology" in *An Archaeological Perspective* 1972 New York)。ようするに民族誌モデルから鳥類の保護と射漁にあたっては、矢鏃に格別の考案がなされたことは推測できるのだが、考古学上そのように論定することは全く不可能だということである。いいかえれば、一部の木鏃は祭祀具であったであろうし、一部の木鏃は実用品であったであろうという結論にとどまらざるをえないのである。

c 土居窪遺跡出土の剣形木製品は大変興味ぶかいものである。比較的大形の木製品であり、柄が欠損したものであれば櫂であるが、そうでなければ先端部の形状に疑問が残るが剣形木製品の可能性は考慮されてよい。唐古遺跡出土の剣形木製品の刃部が長大で幅広であった事実からすれば、掲載写真に付せられた「銅劍を木で模造した祭儀用の木劍」とする推定も、理由なしとしない。後藤守一先生は、刃部が幅広の唐古遺跡出土の剣形木製品を弥生時代前期とする年代観に不信を表明されたが、わたくしは国産銅劍に通ずる形態の剣形木製品の年代は意外に古くさかのぼるものであろうと推定している。ようするに国産銅劍にみられる刃部の肥大化現象は、武器形木製品の先導によって誘発されたものと考える。土居窪遺跡出土の木製品が剣形木製品であれば、当該地方で平形銅劍が流盛する事実から、年代、青銅器工業、社会関係など多岐にわたる問題とかかわらざるをえないものである。ちなみに本論で述べた程度の見解を修正する必要はないことを付記する。

東大阪市遺跡保護調査会の職員は、わたくしと自由な討論に応じてくれたばかりでなく、こうした未熟な覚書に紙面を与えてくださった。深く感謝する次第です。宮ヶ久保遺跡、恩智遺跡、安満遺跡の資料に関しては、中村徹也、瓜生堂遺跡調査会、高槻市立埋蔵文化財センターのご好意で実見の機会をえた。さらに金閥恕、佐原真、町田章、山本忠尚の諸氏からは資料のご教示を賜った。以上の方々と機関に最末尾ではあるけれども、厚くお礼申しあげる次第です。